

おける「どぶろく」の製造について、酒税法の規制緩和が措置されることとなったところです。

今後とも、都市と農山漁村の共生・対流を推進する観点から、グリーン・ツーリズムの一層の推進に、積極的に取り組んで参ります。

## 6 地域食品産業振興対策の充実と食品流通の構造改革の推進

### (1) 地域食品産業振興対策の充実

地域に根ざした地場産業としての食品産業は、

- (1) 国産農水産物の1／3を利用しており、国内農林水産業にとって重要な販路となっているとともに、
- (2) 地域経済の中で一大産業分野を形成し、大きな雇用の場と所得機会を提供しております。

また、消費者に対して安心・安全な食料を安定的に供給する上で、農林水産業と並んで車の両輪にもたとえられるべき重要な役割を担っております。

他方で、食品産業については、特に中小企業比率が高い等の事情があることから、国際化の進展等の状況の下で、国内農林水産業との連携強化の要請や多様化した消費者ニーズに的確に応えていくためには、産地ブランドの確立等による商品の高付加価値化・経営体质の強化等を通じて、その活性化を図ることが重要です。

このようなことから、食品産業については、関係省庁との連携により金融・税制等の業種横断的な経営支援のための対策を講じるとともに、農林水産省としても、

- (1) 技術力の向上
- (2) 地域食品のブランド化や販路開拓

等を支援するための施策を講じているところであり、今後とも、その持続的な発展を図って参ります。

### (2) 食品流通の効率化

食品流通については、デフレ経済の下で、消費者の食生活の変化・ニ

ズの多様化、産地の大型化、農産物輸入の増加等食品流通を取り巻く情勢が変化する中で、その機能の高度化や、高コスト構造の是正が重要な課題となっております。

このため、流通コストの低減を図るための施策として

- ① 中核的な卸売市場の再整備や低温卸売場等市場機能の強化に資する施設の整備等の卸売市場の機能の強化
  - ② 野菜流通における通い容器の導入の促進
  - ③ 受発注・決済の電子化による取引の効率化
- 等に努めているところです。

今後ともこれら施策等を通じ、食品流通の効率化に取り組んで参る考えです。

## 7 農業技術の開発と普及等

農業分野の研究開発については、平成11年に策定された「農林水産研究基本目標」に基づき、

- ① 現場を支える技術開発
  - ② 技術の革新と創出を担う生命と環境研究
- を重点化の方向として、推進しております。

わが国の農業生産は、南北に長く多様な地域条件の中で展開されており、現場を支える技術開発に当たっては、地域の実態を踏まえた研究開発が重要であると認識しております。

このため、研究の推進に当たっては

- ① 平成14年度から産官学で構成される共同研究グループから現場に密着した農林水産分野の研究課題を公募する「先端技術を活用した農林水産研究高度化事業」を実施するほか、
- ② 地域の特性に応じた技術開発・改良を行う都道府県の試験研究に対する助成等の支援措置を講じております。
- ③ その他、独立行政法人農業技術研究機構では、公立試験研究機関、大学及び民間の協力を得て、地域の特性に応じた高品質品種の育成、安定栽培技術の開発等を行っているところです。

特に、平成15年度から地域の農林水産業・食品産業の活性化を図るため地域ぐるみで課題の設定・研究の推進・成果の普及に取り組む「地域農業確立総合研究」を実施し、地域の特性に応じた農業に関する研究の強化を図ったところです。

技術の普及についてですが、普及事業については、地域の特性に応じた革新的技術・経営方式の導入支援を図ることが重要と考えております。

今後、協同農業普及事業については、「普及事業の在り方に関する検討会」報告（15年3月）を踏まえ、

- ① 先進的な経営体等への高度な技術革新の支援
- ② 関係機関等との連携の下に推進する地域農業のコーディネートに重点化を図ることとしております。

今後ともこうした取り組みを通じて、地域の特性に応じた農業に関する研究及び普及を積極的に推進して参ります。

また、我が国の食品産業は地域の雇用を支えている他、国産農産物の重要な仕向け先となっている等地域の重要な産業となっている一方で、中小企業比率が高いこと等から、リスクが高く多額の経費を要する技術開発への取り組みは他産業に比べ脆弱な水準にあります。

このため、平成15年度から、民間企業等を対象とした提案公募方式による、「「ブランド・ニッポン」加工食品供給促進技術開発事業」を行い、国産農産物の加工適性の向上技術など共通基盤技術の開発や、地域農産物を活用した高品質な食品の製造技術、農産物の機能性の解明技術の開発等に対する技術開発への支援を行っております。

平成16年度においても引き続き当該事業を実施し、消費者ニーズに応じた新しい食品の加工及び開発に資する技術開発に対する支援を行っていくこととしております。

遺伝子組換え農作物等の環境に対する安全性については、現在、「農林水産分野等における組換え体の利用のための指針」に基づき、

- ① 組換え作物が雑草となって繁殖しないか

② 組換え作物が有害物質を產生しないか

等について専門的な審査を行い、農林水産大臣が確認することとなっております。

今国会で成立した「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」が施行されると、これまでの指針で行ってきた安全性の確認について義務化されるとともに、水際での遺伝子組換え生物等に関する検査等、必要な管理措置についても制度化されることとなります。

今後とも、本法律を適切に運用するなど、遺伝子組換え生物等が環境に影響を及ぼさないように努めてまいります。

○森林・林業対策の推進

1 「森林・林業基本計画」に即した施策の総合的推進

(1) 森林・林業施策の総合的・計画的な推進

森林・林業基本法の基本理念や森林・林業基本計画の目標の達成に向けて、現在各般の施策を推進しているところです。

具体的には、重視すべき機能に応じて森林を「水土保全林」「森林と人との共生林」「資源の循環利用林」に区分し、これに応じた多様で健全な森林整備を実施しています。また、地球温暖化の防止に向けて、昨年12月に策定した「地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策」に基づく取組を重点的に推進しています。さらに、「緑の雇用」等を通じた担い手の育成、バイオマスエネルギーとしての新たな需要を含めた地域材の利用の推進等を図り、林業・木材産業を通じた構造改革を図る施策も展開しています。

このような森林・林業・木材産業に係る施策の総合的かつ計画的な推進に積極的に取り組んでいく考えです。

(2) 森林整備に対する国民的支援の仕組みを構築

森林は、国土の保全、地球温暖化防止等の公益的機能をもっており、適切な森林整備を通じて、これら機能の持続的な発揮を確保していく必要があります。

しかしながら、現在の厳しい林業情勢の中で、森林整備を着実に推進するためには、一般財源はもとより、新たな財源も含め、安定的に森林整備のための財源を確保することが必要となっています。

また、現在、地球温暖化対策の一環として、温暖化対策税の導入について、環境省の中央環境審議会税制専門委員会において具体的な検討が進められており、今後、関係機関や国民各層におきまして、温暖化対策税の議論が活発化するものと考えています。

農林水産省としては、温暖化対策税が導入された場合には、その税収が吸収源対策としての森林整備等に活用されるよう、積極的に対応していきたいと考えています。

具体的には、本年、4月から、有識者による研究会を開催し、7月末に温暖化対策における吸収源対策の必要性や意義等について整理をしたところであり、今後、国民的な理解の促進を図りつつ、吸収源対策に対する支援意識の醸成につなげていきたいと考えています。

## 2 林産物の特性に配慮した貿易ルールの確立

林産物の関税については、WTO新ラウンド交渉において、非農産品市場アクセス交渉グループにおいて議論が行われています。

本交渉において、我が国は、地球規模の環境問題及び有限天然資源の持続的利用の観点を踏まえて対応すべき林産物について特別の配慮を確保する等の観点から、品目毎の柔軟性のある平均関税削減方式を主張しているところです。

しかし、交渉グループ議長からは個別品目一律の関税削減方式が提示されており、また、多くの先進国もこのような一律の削減方式を前向きに評価しているほか、米国等は林産物の関税撤廃を強く主張する等、交渉は我が国にとって厳しい状況にあります。

今後の交渉においては、我が国の主張が適切に反映された交渉結果を得るべく、関係国とも連携しながら、引き続き努力して参りたいと考えています。

木材（製材品及び集成材）、合板については、輸入の増加により国内の農林水産業に影響を及ぼすおそれがあり、監視していく必要があると認められ

る品目として指定したところであり、現在、セーフガードの検討に必要な情報を常時収集するため、国内生産量や輸入量等の変化や国内業界の状況につき、農林水産省としてモニタリングを行っているところです。

いずれにしても、セーフガード問題については、WTO関連協定等に従つて適切に対応して参りたいと考えています。

### 3 地域における適切な森林管理対策の拡充と森林基盤整備の推進

#### (1) 保安林の指定解除について

保安林の指定・解除については、国民生活や経済活動全般にわたり広く影響を及ぼすものであり、また、国民の基本的権利である財産権の制約に関わるものでもあることから取扱いの統一性等も十分に考慮する必要があるので、広域的見地から農林水産大臣又は都道府県知事が行うこととされています。

この場合、地域の実情を十分に踏まえたものとするため、保安林の指定・解除について関係市町村長の意見を聴取しているほか、関係市町村長においては、指定・解除の申請や指定・解除に関する異議意見書の提出ができることとされています。

今後とも、これらにより、地域の実情に応じた保安林制度の適切な運用に努めてまいりたいと考えています。

#### (2) 「森林・林業振興対策」及び「国土保全対策」にかかる地方財政措置

森林・山村に係る地方財政措置については、平成5年から「森林・山村対策」として講じられており、平成10年度には新たに農山漁村地域が国土保全上、多面的な役割を果たしていることに着目した「国土保全対策」が創設されるなど、森林・山村に係る地方財政措置が講じられてきたところです。

具体的には

- ① 林業への新規就業者の定着のための福利厚生、技術講習、安全衛生等の条件整備に対する財政措置
- ② 保全すべき森林の公有林化に対する起債措置

- ③ 上下流の連携に基づき、水源維持等のための下流団体が行う負担等の経費に対する財政措置
- ④ 環境物品の導入等による地域材の利用促進のための経費に対する財政措置

等が講じられてきたところです。

平成15年度には、従来の措置に加え、森林の適正な管理、林業の振興等を推進し、地球温暖化防止にも寄与する観点から、

- ① 林業の担い手対策として「緑の雇用担い手育成対策」の創設
  - ② 木質バイオマスエネルギーの利用促進のため、地域材利用促進対策の拡充
  - ③ 民有林の公的整備に対する支援措置の創設
- を図ることとしています

また、山村地域の定住環境の改善等に資するため、「ふるさと林道緊急整備事業」の事業期間の延長も図ることとしているところです。

今後とも、これらの地方財政措置が地方公共団体において効果的に活用されるようPRに努めて参る考えです。

### (3) 「森林・林業行政費」を新設するなど所要の財政措置

市町村の森林・林業行政を充実させるための地方交付税措置については、その測定単位として、「林業、水産業及び鉱業の従事者数」が用いられているところです。

一方、Uターン者等の受け入れや公益性の高い森林の公有林化などについては、国土保全対策として推進しているところであり、その測定単位としては、「民有林面積」が用いられているところです。

今後とも、市町村のニーズを踏まえ、森林・林業行政の充実を図るよう努めるとともに、この一環として、総務省とも相談しつつ、測定単位のあり方も含めた地方交付税措置についても検討して参る考えです。

健全で多面的な機能を発揮する森林を育成するため、平成12年度から5カ年間に150万haの森林を緊急かつ計画的に整備する「緊急間伐5カ年対策」を実施しており、

- ① 市町村との協定に基づく最長4・5年生までの特定間伐の実施
- ② 間伐実施に必要な路網の整備及び林業機械の導入
- ③ 関係省庁等との連携強化を通じた公共土木資材等への間伐材利用の促進

等、地域の実情に応じて積極的に取り組んでいるところであります。

この結果、平成12、13年度の間伐実績は各々30万haで目標を達成したところであり、平成14年度についても30万haの間伐目標を達成できる見込みとなっています。

平成15年度においては、

- ① 水土保全林における長伐期施業の促進を図るため、高齢級の抜き伐りの推進に努めるとともに、
- ② 木造公共施設のモデル的な整備等による間伐材等木材の利用促進等を図ることとしており、平成14年度補正予算の活用と合わせ、今後とも、地域の実情に応じて、間伐の実施と間伐材の利用を総合的に推進し、国と地域とが一体となった緊急間伐5カ年対策の着実かつ計画的な実施を図って参りたいと考えています。

#### (4) 間伐の促進について

巻き枯らし間伐については、熟練した作業者でなくても間伐作業に従事できるというメリットはありますが、

- ① 巣き枯らし後、数年を経過すると枯損木が倒れ、掛かり木状態になる危険性が高く、その後の森林整備のための作業を行う上で極めて危険な状態になることが予想されるとともに、山菜採取等で入林する一般住民への危険性が高いと考えていること
- ② 巣き枯らしを実施した立木が完全に枯損したと確認できるまで早くても数カ月、場合によっては数年を要することから、事業実施後の完了検査の時点では間伐の効果を確実に把握できないうえ、林内照度の向上による下層植生の回復など、間伐の効果の発揮に長期間を要すること等から、森林整備事業(国庫補助事業)における間伐の対象としていないところです。

なお、ごく一部の県においては、独自の取組として入込者がないと考えられる箇所について巻き枯らし間伐を試験的に実施していると承知しており、林野庁としても、その結果についてデータ収集等に努めているところです。

#### (5) 野生鳥獣による農林業被害防除対策等の強化と松くい虫等の森林病害虫被害対策について

平成13年度の野生鳥獣による森林被害は約8千haとなっています。

野生鳥獣による農林業被害等への対策として、平成11年の鳥獣保護法の改正において特定鳥獣保護管理計画制度が創設され、都道府県知事が特定鳥獣保護管理計画を策定することにより、科学的・計画的な手法を用いた野生鳥獣の個体数調整等が弾力的にできることとされたところです。

この計画は、現在33道府県において、47計画が策定されております。

林野庁は、野生鳥獣の個体数調整を推進するため、引き続き環境省に対し特定鳥獣保護管理計画の策定促進を要請するとともに、防護柵の設置等による森林被害防除対策や野生鳥獣の生息環境となる広葉樹林の造成、広域的な有害鳥獣駆除活動の体制整備に対する支援措置等を実施しているところです。

今後とも、環境省等関係省庁との連携強化を図りつつ、野生鳥獣による森林被害防止に係る各般の被害対策に努めてまいります。

また、平成13年度の松くい虫被害量は、高温少雨の影響等により91万立方メートルと依然として被害が高水準に発生しております。このため林野庁においては、松くい虫被害対策については、公益性的機能の高い保全松林等を対象に、各地域の被害状況に応じ、

- ① 特別防除（空中散布）など薬剤の予防散布や被害木の伐倒駆除等の的確な防除の推進
- ② 林内整理や樹種転換による森林の健全化の推進
- ③ 早期発見のため被害監視、防除機器の貸付、地元の保全団体の育成等、地域の主体的な防除体制の整備
- ④ 天敵生物を利用した新防除方法の開発や弱毒性線虫を事前に接種する

ことで松くい虫被害への抵抗性が誘導される現象を用いた被害防止技術の開発

等による総合的な対策を講じています。

特に、被害先端地においては、重点的に対策を講じ、被害の拡大防止に努めているところです。

また、被害材の利用については、バイオマス資源としての利用も含め、関係部局や都道府県の関係部署等と連携して、その促進に努めてまいります。

#### (6) 造林、林道、治山事業の充実強化

森林は国土の保全、水資源のかん養、木材の生産等多面的な機能を有しており、これらの機能を高度に発揮させるためには、森林整備事業及び治山事の計画的な実施を通じて、健全な森林の整備、保安林等の適切な管理・保全等を図っていく必要があります。

このため、森林整備に当たっては、森林・林業基本計画を踏まえ、森林の重視すべき機能に応じた森林施業を推進するため、平成14年度より、林道関係事業と造林関係事業を一体化するとともに、3区分に応じた事業体系に再編したところです。

平成15年度予算については、具体的に、

- ①長伐期施業における適切な密度管理
  - ②成長の遅い広葉樹の特性に応じた除・間伐の実施
  - ③簡易な構造を有する林道等を活用した効率的な路網整備による森林整備の基盤づくりの促進
  - ④流域上流の荒廃地等の保全、保安林における複層林化
  - ⑤大規模林業圏開発林道事業の効率的、効果的な実施
- 等について、取り組んでいるところです。

今後とも、森林整備事業、治山事業の実施に当たっては、森林・林業基本計画を踏まえ、健全な森林の整備・保全等に向けて、積極的に取り組んで参りたいと考えています。

集落周辺の里山林や都市近郊林が注目される一方で、放置された竹林が

周辺の森林へ侵入し、植栽木等の成長を阻害したり、景観の悪化、種の多様性の低下を招いたりしており、早急な対応が求められていることは承知しています。

スギ・ヒノキ等の人工林や広葉樹林に侵入した竹の伐倒・除去につきましては、これまでも除伐として森林整備事業の助成対象としているところですが、侵入した竹を除去するには、一般的に数年間の連年作業が必要となりますので、各年の竹の侵入状況や作業内容に応じた事業実施が可能となるよう、その対応について各都道府県へお願いしているところです。

また、林野庁では、竹林化の防止や竹林化した森林の再生についての技術を確立することが必要なことから、平成14年度から竹林化の実態や竹林化防止のためのマニュアルを作成するための調査を行っているところです。

竹材の利用の拡大につきましては、現在、竹材の生産・加工・流通施設及びバイオマスとして活用するために必要な施設整備等に対して支援しております、その推進に努めて参ります。

また、本提案の竹材の用途開発に対する助成等の支援策については、研究開発システムの変革方向として、競争的資金の拡充が行われる中で、従来型の補助事業の拡充は困難ですが、平成14年度より産官学連携の強化により、優れた発想を活かし、先端技術を活用した質の高い試験研究を促進するために「先端技術を活用した農林水産研究高度化事業」（公募型事業）を実施しており、平成15年度も地域活性化型研究を新たに創設し事業の拡充を図ったところです。

## （7）林道の整備について

林道や作業路等による林内路網は、

- ① 森林の木材生産機能と国土保全、水資源のかん養等の公益的機能を発揮させるための森林施業にとって不可欠であり、
- ② 同時に、都市に比べ様々な不利な条件を持つ農山村には、森林整備の担い手の多くが居住しておられます、林道は、それらの方々の生活や産業活動のための交通手段として重要な役割を果たしているものです。

林道等の新設・改良を行う場合の財政措置については、国と地方の機能分担や費用負担のあり方等を考慮し、国庫補助率は、平成5年度から2分の1を基本に恒久化されたところであり、近年における国の財政のひっ迫等の状況の下で、これ以上の引き上げについては困難であることを御理解願います。

林道の用地取得については、次のような取扱いをしています。

- ① 林道の用地取得に伴う用地費については、「森林整備事業設計積算要領」に基づき、国庫補助が可能です。
- ② この要領の下、都道府県においては必要に応じ、それぞれ独自の基準を策定し実施しています。

しかし、林道が森林内を通過することにより、森林所有者の財産形成の向上にもつながること等から、極力、林道用地の無償提供の協力方をお願いしています。

森林整備事業における作業路開設に対する国の実質的な助成水準は5割程度となっており、森林管理道に準ずる助成措置を講じているところです。

また、平成15年度予算において、従来、資源循環林で限定的に整備されていた森林施業道を、水土保全林においても整備できることとし、ほぼすべての森林での事業実施を可能としたところです。森林施業道は、簡易な構造を有する林道であり、その事業要件についても利用区域内森林面積の下限が10haという小規模なものであるなど、恒久的な路網を低成本で整備していく上で極めて有効と考えます。この有効活用について、各都道府県の協力を得られるよう努めているところです。

災害復旧にかかる補助制度については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に基づき林野庁長官が定める基準（①地方公共団体、森林組合等が維持管理する林道（林道台帳に記載されている林道）、②林道延長が500m、幅員が1.8m以上ある路線、③利用区域の面積が30ha、蓄積が1,390m<sup>3</sup>以上ある路線）を満たす林道を国庫補助の対象として実施しています。

なお、作業路のうち、①森林の管理、経営のために設けられた交通運搬施設で、②地方公共団体、森林組合等が維持管理するもので、③林道規程

に定める林道の種類（自動車道、軽車道、単線軌道）に該当する路線については、林道に昇格させる（林道台帳に記載する）ことができます。このことにより、災害復旧事業として国庫補助の対象とすることができます。

今後とも、森林・林業施策の基本理念である「森林の多様な機能の持続的発揮」を推進するため、地域の実情に即し、路網の骨格となる恒久施設としての林道と、簡易な一時的施設である作業道による、連携のとれた路網整備を推進して参りたいと考えます。

#### （8）国民参加の森林づくりについて

地球温暖化防止をはじめとする森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるためには、広く国民の理解と参加を得つつ、社会全体で森林の整備・保全を支えていくという国民意識の醸成が重要な課題となっています。

このため、これまでも、全国植樹祭・育樹祭、地域における植樹祭等への支援を通じた広範な国民に対する緑づくりの普及啓発やボランティアによる森林づくり活動のための活動フィールドや資材の整備等に対して支援しているところであり、今年度からは新たに、森林ボランティア団体と他分野のNPO等が一体となった緑化運動、高校生が一定期間山村に滞在して行う下刈等の森林整備・保全活動等への支援を行っているところです。

今後とも、これらの施策の充実を図り、国民参加の森林づくりの推進に努めて参りたいと考えています。

#### （9）森林の経営・管理を効率的な林業経営体に集約化と公的管理への支援

効率的かつ安定的な林業経営を担う者を育成し、これらの者に経営意欲の低下した森林所有者の森林施業や経営を集約化していく観点から、

- ① 「都道府県林業・木材産業構造改革プログラム」に基づく地域の取組に対する、林業・木材産業構造改革事業等の国庫補助事業の実施を通じた支援
- ② 林業経営基盤強化法に基づく金融・税制等の特例措置
- ③ 森林施業の団地化、林業事業体への長期施業委託の促進に向けた取組を支援する「地域森林管理体制整備モデル事業」（平成15年度創設）

## の実施

等の施策を講じているところです。

適切な森林整備が行われない放置された森林は、森林の持つ公益的機能の発揮に支障を来すことが懸念されますので、森林整備事業のうち、特に特定森林造成事業におきまして、一定期間造林が行われていない林地を対象とした人工造林に対しては、高い助成水準を適用するなど、造林未済地における再造林の推進に努めています。

また、平成12年度から緊急間伐5カ年対策により、間伐の遅れの解消と森林の持つ公益的機能の発揮に向けまして、間伐の重点的な実施を推進しているところです。

なお、森林所有者等の自助努力では適切な森林整備が期待されない森林につきましては、都道府県、市町村、森林整備法人等の公的な関与による森林整備を進めること重要ですので、全額公費負担である治山事業や高い助成水準が適用される公的森林整備推進事業を実施しているところです。

さらに、平成15年度から市町村等が協定等により一定期間以上公的に管理する民有林を対象として実施される森林整備につきましては、新たに特別交付税が措置されたところであり、これらの制度を積極的に活用されますようお願いします。

## (10) 林地への不法投棄について

森林の有する多面的機能を十全に発揮していくためには、廃棄物の不法投棄等による林地の汚染等各種の森林被害を未然に防止し、また早期発見することにより、被害を最小限に止める森林環境を保全することが重要です。

このため、林地への廃家電製品、産業廃棄物等の不法投棄問題については、従前より、都道府県、市町村等との連携により、

- ①各種森林被害防止のため、森林を巡視する等の森林保全推進員の養成・配備
- ②地域住民、森林所有者等が自主的に取り組む森林保全活動を促進する体制の整備

等を地域の実情に応じ推進しており、このことについては今後とも関係省庁との調整を図りつつ、適切に対策を講じてまいりたいと考えています。

#### 4 担い手の育成と経営改善

##### (1) 林業労働力の確保・育成、及び森林組合作業班の体质強化

雇用管理の改善を図るために必要な措置として、「林業労働力の確保の促進に関する法律」により、雇用の安定化、労働条件の改善、生産性の向上、基幹的林業労働者の養成等についての計画を作成させ、これを知事が認定することとしています。

具体的な計画の実施に当たっては、各都道府県の「林業労働力確保支援センター」において実施する林業事業体への雇用管理改善の指導・研修、林業就業者に対する研修や、道府県ごとに造成されている「森林整備担い手対策基金」による社会保険等への加入促進助成等の支援、各種研修への参加費の助成等の支援措置を講じているところです。

また、平成14年度補正予算により実施されている「緑の雇用担い手育成対策事業」においても、各都道府県の「林業労働力確保支援センター」を活用して、受入れ事業体に対し、新規就業者への事前研修や実地研修等への助成を実施しているところです。

これらの着実な推進により、森林整備の担い手の確保・育成や森林組合等林業事業体の育成を図っていきたいと考えています。

##### (2) 地域林業の中心的担い手である森林組合を強化

森林組合の経営基盤の強化と業務執行体制の充実強化を図るため、森林組合系統においては、地域の森林の整備において森林組合の果たすべき役割にかんがみ、健全な自立的経営の確立を目指し、早急に合併等による森林組合の経営基盤の強化と業務執行体制の充実強化を図るため「森林組合改革プラン」を策定し、平成15～17年度を重点取組期間として集中的に改革に向けた取組を推進しているところです。

国においても、こうした森林組合系統の改革の取組が着実に進展するよう、都道府県とも連携しつつ適切な指導を進めるとともに、平成15年度

においては、業務運営の効率化に資する経営改善マニュアルの策定、財務等の監査手続が整備された監査マニュアルの作成、幹部役職員の研修等に係る経費の助成措置を講じているところであり、引き続き森林組合系統の改革が進むよう支援して参る考えです。

また、生産森林組合が組合員に対して、その事業年度に事業に従事した割合に応じて分配する金額（従事割配当）は、法人税の所得の計算上損金算入できることとなっているため、分収林契約に基づき発生した分収益について当該事業年度において分収林契約に係る事業に従事した組合員に従事割配当を行う場合、損金算入が認められています。

### （3）林業・木材産業構造改革事業の推進

従来実施して参りました林業構造改善事業につきましては、森林・林業基本法を踏まえ、大幅な見直しを行うこととし、平成14年度から、新たに「林業・木材産業構造改革事業」を実施しているところです。

本事業により、担い手への森林施業や経営の集約化については、路網の整備や高性能林業機械の導入等、林業の生産性の向上に資する施設の整備を進めており、また、木材の加工流通体制の整備については、乾燥材等の品質・性能の安定した製品を低コストで安定的に供給できるよう、加工施設の高度化、流通の合理化等の木材産業の構造改革を進めているところであります、今後も引き続き、こうした国産材の供給体制の構築に努めてまいります。

### （4）しいたけ等特用林産物の支援対策

しいたけ等特用林産物の生産は、農山村地域における貴重な就業機会や収入源として定住促進等に重要な役割を果たしているところであり、このため、今後とも輸入品に対する競争力の確保や消費者重視の観点に立って、その振興を図っていく考えです。

具体的には、①新たな栽培方式や高品質種菌の導入等のための研修、セミナー及び個別指導の実施、②高コスト構造のは是正、安定供給のための生産基盤の整備、③協業化・共同化、省力機械の導入、規格の見直し、④地

産地消の推進、安全・安心のための普及啓発等への消費者の参画、⑤消費者と生産者とのネットワークの構築等の施策を講じているところです。

特に、しいたけにつきましては、都道府県において、16年度末を期限とする産地の構造改革に取り組んでいるところであり、林野庁といいたしましても、この改革に必要な15年度予算として33億円を計上しており、これにより産地の取組を支援し、構造改革を積極的に推進して参る考えです。

#### (5) 林業関係制度資金について

林業関係制度資金につきましては、林業・木材産業の経営基盤の強化を図る観点から、今通常国会で林業改善資金助成法等の一部を改正し、

- ① 無利子の林業改善資金について、特定の生産方式の導入等のための資金から、事業者の創意工夫を生かした先駆的な取組等を行うための資金に衣替えするとともに、貸付けの対象を木材産業まで拡充し、「林業・木材産業改善資金」とすること
- ② 木材産業事業者に運転資金を貸し付ける木材産業等高度化推進資金について、新たに林業経営改善計画の認定を受けた林業者に対する運転資金の融資制度を設けること
- ③ 融資機関からの林業・木材産業改善資金の融通が円滑に行われるよう、農林漁業信用基金が債務の保証を行うことができるようになります等、事業者の経営改善に必要な資金が円滑に供給されるよう、資金使途の拡大等の見直しを行ったところですので、これらの資金のさらなる活用をお願いします。

### 5 木材の安定供給と需要の拡大

#### (1) 木材産業の体質強化

木材産業の体質強化については、都道府県知事が作成した構造改革プログラムに基づき、コスト低減、品質・性能の明確化及びロットの拡大を徹底的に進めることが重要と考えており、大規模製材工場を核とする木材加工団地の整備や、原木の安定供給体制の構築等の取組に対し、積極的に支

援を行っています。

また、国産材素材価格については、間伐に対する助成措置や、国産材需要の拡大策等を通じ、その安定に努めてまいりたいと考えています。

今後も引き続き、こうした施策の適切な実施に努めてまいり所存です。

## (2) 国産材の利用促進

木材は、人や環境にやさしい優れた資材であり、その利用を通じて我が国林業の活性化や森林の適切な管理に資するものです。

このため、このような木材利用の意義や木材の良さについて、シンポジウムの開催等による国民への普及啓発を図るとともに、森林所有者から住宅生産者までの関係者が一体となって取り組む「顔の見える木材での家づくり」の推進や地域材を活用した内装材の開発による、木造住宅への地域材利用の促進、関係府省との連携による学校関連施設等の公共施設や公共土木事業への地域材利用の促進、木質バイオマスのガス化を含む技術開発や木質バイオマスエネルギー利用施設の整備等による新たな需要の開拓等に努めているところです。

また、各地方自治体においても、平成12年度から講じられている地域材の利用促進のための地方財政措置の活用などにより、地域材を利用した住宅建設への利子助成や、公共施設の木造化等の取組が進められているところであり、その先進的な取組事例などの情報収集とその提供を積極的に行うように努めているところです。

なお、農林水産省自らが公共事業等への、より一層の木材利用の拡大に取り組むための「農林水産省木材利用拡大アクションプログラム」の策定に取り組んでいるところであり、今後とも、関係府省とも十分に連絡を取りながら、地域材の利用促進に取り組んで参りたいと考えています。

## (3) 木材の乾燥の促進

住宅資材を中心とする木材需要は、乾燥材等の品質・性能が明確で安定した製品へと大きくシフトしており、国産材の需要拡大及び品質向上を図っていくためには、乾燥材生産の取組を強化していくことが重要と考えて

います。

このため、林野庁においては、①乾燥施設の整備の促進、②効率的な乾燥システムの構築等の支援、③乾燥技術の普及の支援、等の対策を実施しているところであり、引き続き林業・木材産業構造改革事業等を通じて、その供給体制の整備に努めて参りたいと考えています。

なお、乾燥施設の整備に係る地方自治体の経費に対して、特別交付税措置が講じられておりますのでこの措置の積極的な活用をお願いします。

また、集成材等の高次加工技術の研究開発について、林野庁では、利用が進んでいないスギの曲がり材等を集成材の内側に利用し、表裏面に強度の高いベイマツを組み合わせた異樹種集成材の開発等を行ってきたところです。今後も、公募方式による革新的な新技術・新製品の開発等を通じて、スギ等の国産材の需要拡大に向けた研究開発に取り組んで参りたいと考えています。

## 6 中山間地域対策の推進

### (1) 森林整備地域活動支援交付金制度の円滑な推進

森林整備地域活動支援交付金制度は、森林所有者等による計画的かつ一体的な森林施業の実施に不可欠な森林の現況調査等の地域活動を支援することを目的として、平成14年度に創設したところです。

平成15年度においても、初年度に引き続き、交付金制度を確実に実施していくことが重要であると考えており、ブロック会議等の開催を通じて、本制度の円滑な推進に努めてまいります。

また、本制度においては、現地確認を抽出確認としたり、確認事務を一部外部委託できることとするなど、できる限り町村の事務を簡素化するものとしています。

さらに、本交付金について、町村が交付金の交付を適正かつ円滑に実施するために必要となる経費に対し助成する森林整備地域活動支援推進事業を併せて実施することにより、外部委託等の町村の事務費の軽減を図る措置を講じているところです。

今後とも、交付金制度の活用等を通じ、森林整備が促進され、森林の有

する多面的機能が発揮されるよう努めてまいる所存でありますので、貴会におかれても御理解・御協力をお願ひいたします。

## (2) 山村と都市の交流活動・施設等の充実

多くの森林所有者等が居住する山村地域は、森林の整備・管理を通じて、森林の多面的機能の発揮に重要な役割を果たしており、地球温暖化防止対策の観点からも、その活性化を図ることは重要な課題の一つと考えています。

このため都市と山村の共生・対流の考え方を踏まえつつ、関係府省との連携を図りながら、

- ① 山村地域の生活環境や森林などの自然環境を活かした交流基盤等の整備
- ② I ターン者等の定住促進のための受け入れ体制の整備や地域資源を活かした産業の育成等による魅力ある山村づくり
- ③ 森林環境教育や森林を活用した健康づくり等の森林の多様な利用や、都市住民やボランティア団体等による国民参加の森林づくりの推進など都市と山村の共生・対流を推進する施策を総合的に進めて参る考えです。

## 7 国有林野所在町村に対する森林管理対策の充実

国有林野事業においては、平成 10 年に制定された国有林野改革 2 法に基づき、公益的機能の発揮を基本とする管理経営に転換するとともに、効率的に事業を実施するために、伐採、造林等の事業実施の民間委託化を進めているところであります。こうした実施体制を確立するため、平成 11 年 3 月に 14 営林（支）局を 7 つの森林管理局に、229 の営林署を 98 の森林管理署等に再編し、また、職員数の縮減に努めているところです。

今後とも、このような効率的な事業の実行に努めつつ、国有林野の適切な管理経営を図って参る考えです。

流域管理システムについては、「流域」を基本単位として、地域の特質に応じた多様な森林の整備と林業・木材産業の振興を図るために、民有林と国有

林、上流と下流が一体となって取り組むことが極めて重要と考えており、流域森林・林業活性化センターが行う活動等への支援を行っているところです。

また、国有林においては、森林管理署等に流域管理調整官を設置して推進体制の整備を図るとともに、国有林として優先的に取り組むべき課題を明らかにした流域管理推進アクションプログラムを作成して、流域管理の推進に取り組んでいるところあります。

今後とも、民有林と国有林を合わせた施業を実施するなど、引き続き流域管理システムを推進し、流域林業の活性化に努めて参る考えです。

## ○水産業対策の充実

### 1 「水産基本計画」に基づく具体的施策の推進

「水産物の安定供給」と「水産業の健全な発展」を基本理念に位置付けた水産基本法の制定を踏まえ、昨年3月には水産基本計画を策定し、今後の施策の具体的方向を示しました。

今後とも、水産関係者をはじめとする国民の施策への参加と理解を得ながら、水産基本法の基本理念の実現を目指した具体的施策の推進に努めてまいります。

### 2 水産物の安全・安心の確保と供給体制の整備

(1) 水産物の食品としての安全と安心を確保するため、衛生管理体制を強化するとともに、消費者の適切な消費行動に資するため、生産履歴などの適正な情報提供に関する対策を強化すること。

また、引き続き魚食の普及に努めること。

水産庁としては「食の安全・安心のための政策大綱」の施策の展開方向に沿って、

- ① 生産段階においては、養殖用資機材の適切な使用、漁場環境の監視、養殖場の魚の密度や飼料給与の抑制等環境に配慮した生産活動の支援
- ② 流通・加工段階においては、衛生管理型漁港の整備、衛生的な産地市

## 場整備に対する支援

③ 水産加工場におけるH A C C P の導入促進等を推進し、安全・安心な水産物の供給に資する政策を展開してまいります。

平成15年度からは、養殖水産物をより安心な食品とするため、生産工程における詳細な履歴情報を記録・管理し、開示できるモデルシステムの開発に取り組んでおります。

今後ともこれらの施策の展開により安全・安心な水産物の供給体制の確立に努めてまいります。

また、消費者の健康で豊かな食生活を実現するとともに、水産業の振興に資するため、消費者に水産物や漁業に対する理解を深めてもらうことが重要であり、このため、体験学習や魚食普及等を通じた水産物の消費改善に取り組んでおります。

## (2) 地域水産物の特色を活かしたブランド化のための総合的対策を推進すること

産地の特性を活かしたブランド戦略に基づき、産地における水産物のブランド化への取組を支援すべく、平成15年度においては、

- ① 養殖漁場の改善、放流による地域栽培資源増大の推進
- ② 地域水産加工業者の経営改善、地域水産加工品のブランド化等の推進
- ③ 産地市場統合等を通じた流通効率化の推進、新たな流通チャンネルの開拓、人材育成
- ④ 水質・底質改善や衛生管理型岸壁の整備等の生産・加工・流通・販売体制の整備のほか、
- ⑤ 地域加工品の品質高度化技術の開発
- ⑥ 水産物流通における物流の合理化・情報化等のシステム開発実証事業の実施

等を総合的に支援するブランド水産物確立総合対策として74億円を確保しております。

産地ならではの取組を活かした高品質で新鮮な水産物が効率的に国民に

提供されるよう、生産・加工・流通体制の整備に努めてまいります。

(3) 産地市場の統合を促進し、その機能を強化することにより、水産物流通の合理化・情報化を一層推進するとともに、水産加工地域の再生強化と水産加工業の体质強化をはかること

産地市場統合について平成13年にまとめた「水産物産地市場の統合及び経営合理化に関する方針」に基づき、産地市場が立地する39都道府県のうち、現在(15年4月)33道府県で産地市場の再編整備計画を策定公表済み。策定済みの計画及び計画未策定都県からの聴き取り結果によれば、全国ベースで、12年度末の891市場を17年度に約790市場、22年度に約500市場とすることを目指す(平成15年6月現在、23市場減の868市場。)としております。

また、産地流通機能の強化を推進するため、

- ① 産地市場の近代化に必要な施設等の着実な整備、
- ② 統合市場の機能強化のための集荷地域内の効率的な集荷・配送体制の整備や市場情報伝達システムの開発整備、新規流通チャンネルの開拓等に対する助成を実施しております。

さらに、水産加工業の事業基盤の強化を通じた水産加工地域の強化を図るため、地域が主体となった再生強化方針の策定と、これに基づく経営改善等の取組を支援するとともに、地域水産加工品の共通ブランドづくりの取組等に対する支援を実施しております。

(4) 水産物の需要と価格の安定化をはかるため、引き続き漁獲物の調整保管事業を実施すること

漁海況等により生産・価格変動の激しい水産物にとって、需給と価格の安定を図ることは重要であると認識しております。

このため、従来から、漁業者団体等が水揚げ集中時に主要水産物を買取り、保管し、水揚げ集中時期以外に放出する水産物調整保管事業に対し支援をしてきたところです。

今後とも、水産物の需給と価格の安定化を図るために、調整保管事業の円

滑な実施に必要な支援に努めてまいります。

### 3 適切な資源管理に資する貿易ルールの確立

WTO非農産品交渉は、5月16日に本交渉会合のジラール議長よりモダリティ要素の議長案が提示され、9月の第5回WTO閣僚会合まで予断を許さない重要な局面を迎えております。

今回の議長案は、

- ① 関税撤廃分野に水産物が提案されており、有限天然資源の持続的な利用への配慮を欠いていること、
- ② 国ごと、品目ごとの事情に配慮可能な平均関税率引き下げ方式でなく、一律引き下げ方式を採用していること

等、全体として極めて問題が大きいと考えております。

水産物のような有限天然資源の持続的利用及び適切な管理を確保すると共に、我が国水産業の安定と発展に支障が生じることのないよう、今後の交渉においても、最大限努力を行ってまいります。

セーフ・ガードの発動は、関係する国際協定及び国内法令に規定された客観的証拠に基づき判断するものです。

農林水産省においては、平成13年1月以降、輸入と国内生産に関する情報収集・分析体制を構築・強化し、今後とも継続してまいります。

今後、必要と判断される場合には、セーフガードの発動を含めた適切な措置を講ずる考えであり、その際は、関係地方公共団体、関係生産者団体とも連携して対応します。

### 4 漁業経営対策の強化と漁業就業者の確保・育成

#### (1) 漁業経営の安定をはかるため、漁業経営の維持に必要な資金の融通の円滑化をはかること

近年、漁業経営の不振が続く中、漁業経営の安定を図るために、漁業経営の維持に必要な資金の融通の円滑化を図ることが喫緊の課題となっております。

この状況に対応するため、平成14年度補正予算及び平成15年度予算

において、漁業保証保険制度の充実を図ったところです。

今後とも、これらの予算を十分に活用して、漁業者等に対する資金供給の一層の円滑化に努めてまいります。

(2) 漁業経営の基盤強化を支援するとともに、漁業就業者の確保・育成をはかるため、労働環境の改善、漁業技術や経営管理能力の向上等の諸対策を総合的に推進すること

漁業は陸上に比べ危険を伴うことが多い海上での労働が中心であり、また、労働時間も不規則であること等、他の産業に比べ厳しい労働環境にあると認識しております。

そのため、水産庁、国土交通省等関係省庁が連携して、

- ① 海難事故防止についての講習会や啓発活動の実施
  - ② 船内居住環境の改善
- 等を図ることとしております。

漁業就業者の確保・育成については、平成15年度から漁業の担い手対策関係予算を「漁業の担い手確保・育成対策総合推進事業」として一本化し、人材の育成・確保等の推進、効率的かつ安定的な漁業経営等の育成等を一体的かつ有機的に推進しております。

このうち、都道府県の水産業改良普及組織等が実施する、漁業後継者の受け入れ態勢の整備や漁業技術等の取得のための研修、漁業の担い手の漁業技術や経営管理能力の向上を図るための研修等の事業に対し支援を行っております。

(3) 合併を行う漁協に対する支援や漁協の人材の育成等、漁協に関する施策を引き続き推進すること

漁協は、漁業・漁村における中核的な組織として様々な事業を展開しているが、合併等が進まず、零細な事業・組織体制にとどまっているのが実情です。

平成15年度予算においては、合併等による組織の再編に加え、

- ① 漁協を支える人材育成の推進